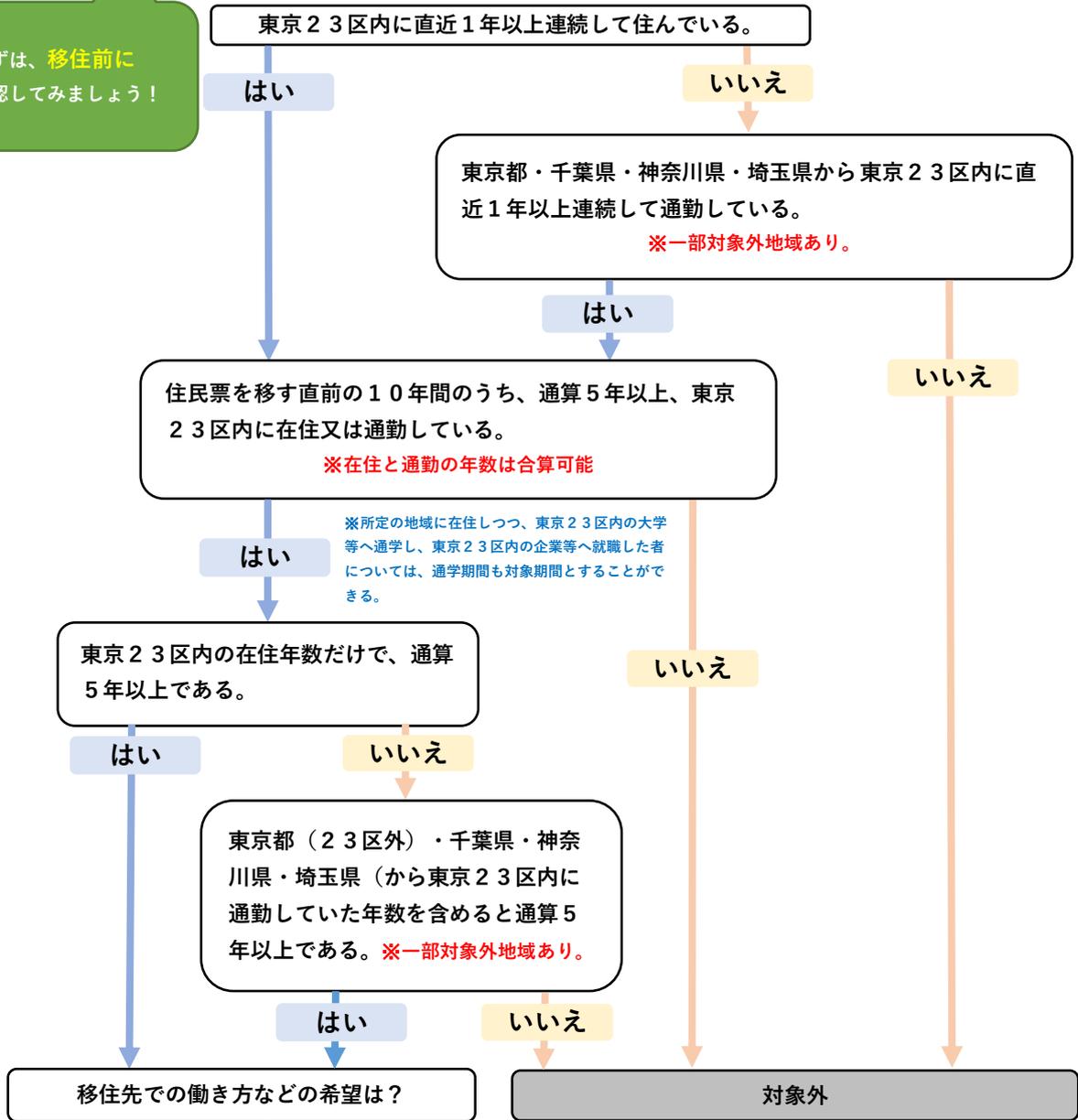


富士吉田市移住支援金対象確認フローチャート（簡易版）

まずは、**移住前に**
確認してみましょう！



①県マッチングサイトの掲載求人へ就職
「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。または「プロフェッショナル人材事業」「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。

②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択
やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

③移住元の仕事をテレワークで継続
企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務で実施する場合。

④富士吉田市の定める関係人口要件に該当(R7.4.1～)
ア・イのいずれにも該当すること。
ア 50歳未満で次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
a 3年以上本市にふるさと納税寄附実績があること。
b 本市に所在する学校等を卒業していること。
c 定住促進関連事業等に参加経験があること。
d 本市に連続して3年以上住民登録をしていたこと。
イ 就業先等に5年以上継続勤務する意思があり、次のいずれかに該当すること。
a 農林水産業に就業する者
b 家業等へ就業する者
c 週20時間以上の無期雇用契約に基づき市内企業等へ新規就業する者

移住支援金対象

※ 上記以外にも細かな要件がございますので、必ず事前にご相談ください。

富士吉田市ふるさと魅力推進課 0555-22-1111（内296）